

令和7年1月31日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
広-I-010	令和7年度ソーシャルリスニングツール利用ライセンス等提供業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年4月1日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和7年2月19日（水）11：15
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
（4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
11. そ の 他
（1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（4）契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
（5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年2月17日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。
（6）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
（7）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 （庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30～18:15（12:00～13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高原 電話 03-3268-3111 内線 20814

仕 様 書

件名	令和7年度ソーシャルリスニングツール利用ライセンス等提供業務	作成年月	令和7年1月
		作成課	大臣官房広報課

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、契約相手方が提供するソーシャルリスニングツールについて、防衛省大臣官房広報課が当該ツールを利用するためのライセンスの取得について規定する。

1.2 用語の定義

a) ソーシャルリスニング

インターネット上に投稿された評価や評判を表すデータを収集・分析して可視化し、活用する手法。官側で保有する SNS アカウントを対象とした分析を含む。

b) ソーシャルリスニングツール

ソーシャルリスニングを実現するために開発されたアプリケーションソフト

1.3 一般事項

契約相手方は、契約の履行に当たり、この仕様書及び契約書の内容を十分理解した上で、各要素を満たさなければならない。

2 本役務の概要

2.1 調達範囲

以下の a) から d) に記載する要件を具備したソーシャルリスニングツールのライセンス

a) 登録した SNS アカウントを対象とした分析

官側で保有している SNS アカウントを含む登録した SNS アカウントにおける、以下に示す数値等を収集・分析できること。

なお、収集・分析の対象として登録できる SNS アカウントは官側が指定する 100 アカウント以上とする。

ア) 分析対象とする SNS の種類

- ・ X (旧 Twitter)
- ・ Facebook
- ・ Instagram
- ・ YouTube

イ) X (旧 Twitter) における分析指標 (ツールによる推定を含む)

- ① フォロワー数
- ② 投稿数
- ③ 投稿曜日、投稿時間帯
- ④ リポスト分析 (登録したアカウントからの投稿がリポストされた曜日・時間帯、リポストしたユーザー、ユーザー属性)
- ⑤ SNS 登録時からの月次推移 (フォロワー数、投稿数)
- ⑥ フォロワー属性 (性別、年齢、地域、デバイス、フォロワー数)
- ⑦ フォロワーの興味分野
- ⑧ フォロワーがよく使うキーワード
- ⑨ 対象アカウントからの投稿一覧 (投稿内容のほか、各投稿におけるエンゲージメント指標で昇順・降順に並べ替えできること)

ウ) X (旧 Twitter) を除く SNS における分析指標

- ① フォロワー数 (YouTube はチャンネル登録者数)
- ② 投稿一覧 (再生数等のエンゲージメント指標で並べ替え可能なもの。
Facebook においては公式アカウントからの投稿のみで可)

b) ソーシャルリスニング

ア) データ収集のためのデータソースは以下とし、収集を行う日を起算日として、過去 1 2 か月以上さかのぼることができるものとする。また、各 SNS 等個別の分析のほか、横断的な分析ができるものとする。

- ① ネットニュース
- ② テレビ番組
- ③ ブログ
- ④ X (旧 Twitter)
- ⑤ Facebook
- ⑥ Instagram
- ⑦ YouTube

イ) X (旧 Twitter) における分析指標 (ツールによる推定を含む)

キーワードを登録し以下①～⑩の分析が行えること。

- ① 情報源
どのようなメディアからどのような投稿が多いか
- ② コンテンツ
実際の投稿内容を抽出
- ③ センチメント
ポジティブ、ネガティブな投稿ボリュームや内容
- ④ 発言ユーザー分析

性別や年代、興味分野

⑤地域別

地域の投稿ボリューム

⑥定量推移

メンション、インプレッションなどの主要指標の推移

⑦トレンド、関連ワード

データソースにおける設定された期間中に出現の多いトレンドワード及び特定のキーワードに関連して出現の多い関連ワードの抽出。また、各ワードが含まれる投稿の分析。

⑧日時（日本時間）

時間や曜日ごとの投稿ボリューム

⑨人気投稿

エンゲージメントの高い投稿の抽出

⑩キーワードの登録可能件数

100件以上

ウ) X（旧 Twitter）を除く SNS における分析指標

①投稿件数

②投稿一覧（再生数等のエンゲージメント指標で並べ替え可能なもの。
Facebook においては公式アカウントからの投稿のみで可）

c) その他

ア) 収集・分析した数値等を以下で加工可能であること

- ・収集、分析する期間の指定
- ・収集、分析した数値等をパワーポイント及び CSV の電子ファイルに出力

イ) 任意の文章または電子ファイルをテキストマイニングできるツール及びハッシュタグの提案といった付属ツールを具備していること

2.2 納入関連

a) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

b) ライセンス数

ソーシャルリスニング 100ライセンス

c) 検査

この仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

3 ソーシャルリスニングツールの教育実施

以下の内容を含むシステムトレーニングを契約期間中1回以上、90分以内で実施すること。なお、実施の細部については、官側と相談の上、決定すること。

- a) 基本操作の方法
- b) キーワード、レポート等の設定方法、使用用途に合わせた設定サポート

4 アカウントサポート

効率的な運用を続けられるよう以下のとおりサポートを行うこと。

- a) サポート期間は、履行期間と同様とする。
- b) 平日（09：00 から 18：00）の間、官側からの電話もしくはメールによる、ソーシャルリスニングツールに関する以下の問い合わせに対応すること。
 - ① ソーシャルリスニングツールの動作に関すること
 - ② オウンドメディアを対象としたソーシャルリスニングに関する質問等に関すること
 - ③ リスニングメニューに関する質問等に関すること
 - ④ 目的に応じた分析方法、手法の助言
- c) アカウントサポートのための担当者を1名以上指定すること。

5 契約条件等

- a) 本役務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを原則禁止とする。
- b) ただし、再委託の相手方の名称、住所、再委託する理由、再委任する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について、官側が了承した場合はこの限りではない。
- c) 海外の業者に委託することは認めない。

6 情報保全

契約相手方は、資料等の取扱いにおいて細心の注意をもって行うものとし、契約の履行上、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約の履行終了後においても同様とする。

7 その他

7.1 法令順守

本業務の遂行にあたっては、民法、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関個人情報保護法、番号法等を遵守し履行すること。

7.2 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従うものとする。